

社会復帰促進等事業に関する平成20年度成果目標に対する実績評価 及び平成21年度成果目標について

社会復帰促進等事業は、労働者災害補償保険法第2条の2及び第29条の規定に基づき労働者及びその遺族の福祉の増進を図るために行われる、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生の確保等を図るための事業である。

平成17年度より、社会復帰促進等事業(前労働福祉事業)のより一層の効率的・効果的な事業運営を図るため、各事業の性格に応じ成果目標を設定しており、昨年度(平成20年度)も目標を設定したところであるが、今般、その実績について別添のとおり取りまとめ、また、この実績評価等を踏まえつつ、各事業について新たに平成21年度の成果目標を設定したので、ここに公表する。

実績評価は、単に目標の達成・未達成のみを機械的に評価するのではなく、社会情勢等の要因を考慮し、具体的に数値等で把握しにくい面も十分に勘案して行った。

また、平成21年度の成果目標の設定に当たっては、これまでに引き続き、原則として満足度の指標による目標は設定しないこととし、目標設定の更なるアウトカム指標化に努めることとした。

今後とも引き続き、いわゆるPDCAサイクルによる目標管理を厳格に行うこととする。

【評価概要】

1 評価対象事業52事業のうち、事業の必要性、効率化、合理化等の観点から見直す必要があることが判明した事業は、既に措置を講じた事業を含め、合計で21事業(40.4%)であった。

2 評価類型

(1) 目標を達成した事業(22事業、42.3%)

① 引き続き適切に実施する必要がある事業 20事業

② 廃止することとした事業 2事業

(2) 目標を一部達成した事業(16事業、30.8%)

① 目標達成のための手法の検討が必要であるが、引き続き適切に実施する事業 15事業

② 廃止することとした事業 1事業

(3) 目標を達成できなかった事業(3事業、5.8%)

目標達成のための手法の検討、事業の廃止を含め見直す必要がある事業 3事業

(4) 実績を集計中である事業や、独立行政法人評価委員会において評価を行うため、今後評価を行う事業(11事業、21.2%)

3 新規事業等

(1) 平成21年度新規事業 4事業

(2) 平成21年度重点目標管理事業 8事業

(3) 複数年度目標管理事業 1事業

事業名		建設業における総合的な労働災害防止対策等の推進事業 【平成21年度重点的目標管理事業】					事業番号	1
実施主体		建設業労働災害防止協会						
施策概要		建設業における労働災害を防止するため、足場先行工法・手すり先行工法の定着のための研修・指導や専門業種別のリスクアセスメントに係るマニュアルの開発、研修等を行う。						
予算額		18年度	742,220 千円	19年度	576,358 千円	20年度	576,333 千円	21年度
決算額			619,613 千円		544,523 千円		549,970 千円	522,329 千円
20 年度 成果 目標	アウトカム 指 標	① 事業対象事業場において、労働災害防止対策の見直しを行い具体的な対策の改善措置を講じた事業場の割合を84.6%以上とする。 ② 事業対象事業場における労働災害（休業4日以上）の発生件数を事業実施前年と事業実施翌年と比較し、6.3%以上減少させる。 ③ 事業対象事業場における手すり先行工法の普及率を60%以上に高める。 ④ 顕彰された職長として研修会の内容等を活用して安全衛生活動を実施した者の割合を90%以上とする。 ⑤ 手すり先行工法による工事実施のための総合的支援を利用した事業場から、当該支援を利用した結果、有効、有用であったことから「今後、自らの施工現場で手すり先行工法を採用する」と回答する者の割合を80%以上とする。						
	アウトプット 指 標	① 危険性・有害性等の調査等普及促進のための研修会を実施する（72回）。 ② 手すり先行工法の普及・定着のための安全パトロールを行う（630現場）。 ③ 手すり先行工法による工事実施のための総合的支援を行う（293事業場）。 ④ 顕彰された職長に対する研修会を実施する。						
20 年度 実績	アウトカム 指 標	① 事業対象事業場において、労働災害防止対策の見直しを行い具体的な対策の改善措置を講じた事業場の割合：68.5% ② 事業対象事業場における労働災害（休業4日以上）の発生件数の減少率：25.4% ③ 事業対象事業場における手すり先行工法を採用した事業場の割合：80.0% ④ 顕彰された職長として研修会の内容等を活用して安全衛生活動を実施した者の割合：93.9% ⑤ 手すり先行工法による工事実施のための総合的支援を利用した事業場から、当該支援を利用した結果、有効、有用であったことから「今後、自らの施工現場で手すり先行工法を採用する」と回答する者の割合：78.2% （注）②のデータは平成18年と平成20年の災害発生件数を比較した場合の減少率であり、指標通りとするためには平成19年と平成21年の発生件数を比較する必要があるものであり、あくまで参考値である。						
	アウトプット 指 標	① 危険性・有害性等の調査等普及促進のための研修会を実施：106回 ② 手すり先行工法の普及・定着のための安全パトロールの実施状況：864現場 ③ 手すり先行工法による工事実施のための総合的支援を行った事業場：221事業場 ④ 顕彰された職長に対する研修会の実施状況：49名参加						
評価		建設業における労働災害防止対策の推進に当たっては、事業者ごとの作業内容等に着目した安全対策を講じることにより労働災害防止対策の定着を図ることが必要であることから、事業を継続実施し、労働災害防止対策の定着を図る必要がある。						
21 年度 成果 目標	アウトカム 指 標	① 事業対象事業場において、労働災害防止対策の見直しを行い具体的な対策の改善措置を講じた事業場の割合を84.6%以上とする。 ② 事業対象事業場における労働災害（休業4日以上）の発生件数を事業実施前年と事業実施翌年と比較し、15.4%以上減少させる。 ③ 事業対象事業場における手すり先行工法の普及率を67%以上に高める。 ④ 顕彰された職長として研修会の内容等を活用して安全衛生活動を実施した者の割合を90%以上とする。 ⑤ 手すり先行工法による工事実施のための総合的支援を利用した事業場から、当該支援を利用した結果、有効、有用であったことから「今後、自らの施工現場で手すり先行工法を採用する」と回答する者の割合を80%以上とする。						

未 目 標	アウトプット 指 標	① 危険性・有害性等の調査等普及促進のための研修会を実施する（72回）。 ② 手すり先行工法の普及・定着のための安全パトロールを行う（752現場）。 ③ 手すり先行工法による工事実施のための総合的支援を行う（256事業場）。 ④ 顕彰された職長に対する研修会を実施する。
備 考	—	

事 業 名	労働者の健康の保持増進対策事業 【平成21年度重点的目標管理事業】						事 業 番 号	2
実 施 主 体	中央労働災害防止協会、（財）産業医学振興財団、全国中小企業団体中央会、日本商工会議所、（社）全国労働衛生団体連合会、（学）産業医科大学							
施 策 概 要	過重労働対策及びメンタルヘルス対策を推進するため、事業場に対する具体的取組手法の普及啓発、対策を推進する人材育成、専門家による支援を行う事業を実施する。							
予 算 額	18年度	366,954 千円	19年度	1,148,917 千円	20年度	1,097,031 千円	21年度	1,421,072 千円
決 算 額		271,468 千円		942,334 千円		901,850 千円		
20 年 度 成 果 目 標	ア ウ ト カ ム 指 標	① メンタルヘルス支援事業を利用した事業場において、当該支援を踏まえ、新たなメンタルヘルス対策に取り組む割合を86.7%以上とする。 ② T H P のデモンストレーション事業を利用した事業場において、当該支援事業を踏まえ、労働者の健康の保持増進に取り組む割合を80%以上とする。 ③ 上記事業を利用した事業場から、事業を利用した結果、有効、有用であった旨の回答の割合を80%以上にする。						
	ア ウ ト プ ッ ト 指 標	① メンタルヘルス支援事業について、専門家の派遣回数を1,400回に達するようにすること。 ② T H P のデモンストレーション事業について、健康指導の延べ回数を7,500回に達するようにすること。						
20 年 度 実 績	ア ウ ト カ ム 指 標	① メンタルヘルス支援事業の支援を踏まえ、新たなメンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合は92.2%（257事業場中、237事業場）となった。 ② T H P デモンストレーション事業の支援を踏まえ、労働者の健康の保持増進に取り組む事業場の割合は94.3%（402事業場中、379事業場）となった。 ③ 上記2事業を利用した事業場における有効、有用であった旨の回答を行った事業場の割合は、メンタルヘルス支援事業で99.2%（237事業場中、235事業場）、T H P デモンストレーション事業で91.8%（402事業場中、369事業場）であった。						
	ア ウ ト プ ッ ト 指 標	① メンタルヘルス支援事業について、専門家の派遣回数が1,795回であった。 ② T H P デモンストレーション事業について、健康指導の延べ回数が4,431回であり、当初目標を41%下回った。（なお、当該事業は契約の変更を行い、指導回数を当初予定の7,500回から3,000回に修正している。）						
評 価		① メンタルヘルス支援事業については、20年度目標をアウトプット指標及びアウトカム指標とも達成しており、評価できる。 ② T H P デモンストレーション事業については、契約変更を行っている。十分な評価はできないものの、アウトカム指標については支援を受けた事業場での有効性等の効果を認められているところである。						
21 年 度 成 果 目 標	ア ウ ト カ ム 指 標	① メンタルヘルス支援事業を利用した事業場において、当該支援を踏まえ、新たなメンタルヘルス対策に取り組む割合を90%以上とする。 ② T H P のデモンストレーション事業を利用した事業場において、当該支援事業を踏まえ、労働者の健康の保持増進に取り組む割合を90%以上とする。 ③ メンタルヘルス対策支援センター事業及び上記2事業について、事業を利用した結果、有効、有用であった旨の回答の割合を81%以上とする。						
	ア ウ ト プ ッ ト 指 標	① メンタルヘルス支援事業について、専門家の派遣回数を2,800回以上とする。 ② T H P のデモンストレーション事業について、健康指導の延べ数を4,700回以上とする。 ③ メンタルヘルス対策支援センターについて、事業場からの相談延べ数を12,000回以上とする。						

備	考	—
---	---	---

事業名		危険性・有害性等の調査等普及促進事業 【平成21年度重点的目標管理事業】					事業番号	3	
実施主体		中央労働災害防止協会、（社）日本労働安全衛生コンサルタント会							
施策概要		事業場の自律的な安全衛生管理活動を推進するため、モデル事業場の育成指導、好事例集等の作成、業種別団体を通じた中小事業場に対する導入支援等により、危険性又は有害性等の調査等の導入促進を図るとともに、企業外専門家による安全衛生診断事業を行う。							
予算額		18年度	214,515 千円	19年度	164,565 千円	20年度	152,586 千円	21年度	234,307 千円
決算額			92,293 千円		157,700 千円		127,278 千円		
20年度成果目標	アウトカム目標	① 本事業の活動に参加した事業対象団体、機械製造メーカー等においてリスクアセスメントに取り組む事業場の割合を64%以上とする。 ② 事業対象事業場において、労働災害防止対策の見直しを行い具体的な対策の改善措置を講じた事業場の割合を95%以上とする。							
	アウトプット目標	① 機械の包括的な安全基準に関する指針に基づく危険性・有害性等の調査等について50の改善事例を作成する。 ② 事業対象団体に対し危険性又は有害性等の調査等相談員を47名養成する。 ③ 専門家による危険性又は有害性等の調査等の診断を450事業場に対して行う。							
20年度実績	アウトカム目標	① リスクアセスメントに取り組む事業場の割合：82% ② 改善措置を講じた事業場の割合：98.1%							
	アウトプット目標	① 22社、38の改善事例を作成した。 ② 事業対象団体である社団法人全国ビルメンテナンス協会等に所属する担当者に対し、リスクアセスメント指導員（相談員）養成研修会を実施し、72名が養成された。 ③ 専門家による危険性又は有害性等の調査等の安全衛生診断を507事業場に対して実施した。							
評価		目標を概ね達成し、危険性又は有害性等の調査等の普及促進に効果を上げており、更なる事業場の危険性又は有害性等の調査等の普及促進のため、引き続き事業を実施する必要がある。							
21年度成果目標	アウトカム目標	① 業種別団体が事業場に対して実施する危険性又は有害性等の調査等に関する研修会に参加した事業場において、新たに危険性又は有害性等の調査等の導入を検討すると回答する割合を80%以上とする。 ② 企業外専門家による安全衛生診断を受けた事業場において、労働災害防止対策の見直しを行い、具体的な対策の改善措置を講じた事業場の割合を95%以上とする。							
	アウトプット目標	① 事業対象団体に対し危険性又は有害性等の調査等相談員を47名養成する。 ② 専門家による危険性又は有害性等の調査等の診断を500事業場に対して行う。							
備考		－							

事業名		化学物質管理の支援体制の整備 【平成21年度重点的目標管理事業】					事業番号	4
実施主体		中央労働災害防止協会						
施策概要		GHSに対応した化学物質管理マニュアル作成、GHSに対応したモデル表示・モデルMSDS（化学物質等安全データシート）の作成、リスクアセスメント及びMSDS作成担当者等の人材養成研修等の支援事業を行うとともに、国が定める化学物質のリスク評価を行い、事業者が行う化学物質管理の充実に資する。						
予算額		18年度	211,896 千円	19年度	234,344 千円	20年度	405,049 千円	21年度
決算額			225,858 千円		229,262 千円		373,404 千円	
20年度 成果 目標	アウトカム 指標	① 化学物質のリスクアセスメント及びMSDSに係る研修参加事業場において、化学物質のリスクアセスメント等研修内容に基づき取り組む割合を90%以上にする。 ② 上記の研修参加事業場において、研修が有用、有効であったとする割合を90%以上とする。						
	アウトプット 指標	労働安全衛生規則第95条の6に基づく告示に定める44物質のうち、有害物ばく露作業報告の提出があり、事業場におけるばく露測定が行える物質すべてについて、確実にリスク評価を実施する。						
20年度 実績	アウトカム 指標	① 研修参加者に対するアンケート結果によると、研修参加事業場において、化学物質のリスクアセスメント等研修内容に基づき取り組む割合は80.2%であった。なお、「取り組む予定がない」と回答した研修参加者に対して、取り組む必要性について質問したところ、89.9%が取り組む必要性を感じていた。 ② 研修参加者に対するアンケート結果によると、各研修科目について、講義と視聴覚教材の各々について有用であったか否か質問したところ、いずれの科目についても、研修参加者の91.4%以上から有用であったという回答を得た。						
	アウトプット 指標	労働安全衛生規則第95条の6に基づく告示に定める44物質のうち、有害物ばく露作業報告の提出があり、事業場におけるばく露測定が可能であったすべての物質（20物質）について初期リスク評価を終了した。						
評価		研修参加事業場において、化学物質のリスクアセスメント等研修内容に基づき取り組む割合は80%以上となっており、研修内容の改善を図る等により引き続き実施する必要がある。 また、20物質について初期リスク評価を終了し、今年度、詳細リスク評価が必要とされた7物質について詳細リスク評価を実施することにより、化学物質による労働者の健康障害の防止対策等の進展が期待できる。						
21年度 成果 目標	アウトカム 指標	① 化学物質のリスクアセスメント及びMSDSに係る研修参加事業場において、化学物質のリスクアセスメント等研修内容に基づき取り組む割合を90%以上にする。 ② 上記の研修参加事業場において、研修が有用、有効であったとする割合を90%以上とする。						
	アウトプット 指標	① 平成20年度にリスク評価（初期評価）を実施した20物質のうち、「詳細評価が必要である」とされた7物質についてリスク評価（詳細リスク評価）を行うとともに、労働安全衛生規則第95条の6に基づく告示に定める20物質のうち、有害物ばく露作業報告の提出があり、事業場におけるばく露測定が行える物質すべてについて、確実にリスク評価（初期リスク評価）を実施する。 ② ナノマテリアル吸入ばく露装置1基の試作及び代表的ナノマテリアル1物質を用いての装置の性能確認を行う。						
備考		—						

事業名	快適職場形成促進事業 【平成21年度重点的目標管理事業】	事業番号	5
-----	---------------------------------	------	---

実 施 主 体		中央労働災害防止協会							
施 策 概 要		喫煙対策をはじめ快適な職場環境の形成を図るため、快適職場指針及び喫煙対策ガイドラインの周知、アドバイザーによる快適職場推進計画の認定に係る業務（申請事業場に対する助言、計画の審査等）を行う。							
予 算 額		18年度	423,761 千円	19年度	397,868 千円	20年度	318,051 千円	21年度	304,081 千円
決 算 額			404,732 千円		355,075 千円		318,051 千円		
20年度 成果目標	アウトカム指	① 快適職場推進計画の認定件数を年間3,210件以上とする。 ② 職場における喫煙対策の実施率を89.4%以上とする。							
	アウトプット指	都道府県快適職場推進協議会の開催率を100%とする。							
20年度 実績	アウトカム指	① 快適職場推進計画の認定件数：3,088件 ② 職場における喫煙対策の実施率：92.1%							
	アウトプット指	都道府県快適職場推進協議会の開催率：97.8%							
評 価		快適職場推進計画の認定件数、都道府県快適職場推進協議会の開催率については、目標数値をやや下回ったが、事業場における快適な職場環境の形成に一定の効果を上げており、さらなる労働者の安全と健康の確保のため、継続事業場に対する制度の周知や計画策定の働きかけの方策について検討し、引き続き事業を実施する必要がある。							
21年度 成果目標	アウトカム指	① 快適職場推進計画の認定件数を年間3,210件以上とする。 ② 職場における喫煙対策の実施状況に関するアンケート調査において、職場における喫煙対策の実施率を92.1%（平成20年度調査結果）以上とする。							
	アウトプット指	都道府県快適職場推進協議会の開催率を100%とする。							
備 考		—							

事業名	労働時間等の設定改善に向けた取組の推進 【平成21年度重点的目標管理事業】	事業番号	6
実施主体	都道府県労働局		